



福島県教育委員会

教職員働き方改革 アクションプラン

(令和6年度～令和10年度)

～みんなで 変わろう！変えよう！

子どもたちの未来のために～



連携団体

福島県市町村教育委員会連絡協議会
福島県都市教育長協議会
福島県町村教育長協議会
福島県PTA連合会
福島県高等学校PTA連合会
福島県特別支援学校PTA連合会
福島県小学校長会

福島県中学校長会
福島県高等学校長協会
福島県特別支援学校長会
福島県中学校体育連盟
福島県高等学校体育連盟
福島県高等学校文化連盟
福島県高等学校野球連盟

令和6年2月21日策定
令和7年2月26日改訂



1 はじめに

（教職員の働き方改革の必要性）

福島県教育委員会では、第7次福島県総合教育計画を策定し、一方通行の授業を、個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びへと変革していく「学びの変革」を進めています。学びの変革の実現のためには、複雑化・困難化した膨大な業務で教職員の健康が損なわれかねない状況や、授業準備や日々の研さん、研修に時間を割くことができない状況に陥っている「学校の在り方」もまた変革することが必要不可欠です。また、教職員が長時間の勤務によって、心身の健康に不安を感じながら、負担感や疲労感を抱えたまま授業等で指導をしなければならない状況は、教育の質を低下させ、子どもたちにも悪影響を及ぼすことになりかねません。

（教育行政の本気度）

このような状況の中、令和5年8月29日には、文部科学大臣メッセージ「子供たちのための学校の働き方改革 できることを直ちに、一緒に」が公表されました。教育委員会も学校も、様々な課題を踏まえ、今からできることを直ちに進めなければなりません。そこで県教育委員会では、令和5年12月に、福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（給特条例）に、教職員の時間外勤務時間の上限方針の実効性をさらに高めるため、条文を追加しました。さらに教職員の働き方を、覚悟を持って改革していくため、新たにプランは名称も含めて大きく見直しを行いました。

（みんなで 変わろう！変えよう！）

教職員の皆さん一人一人も、働き方を根本から見直し、福島県教育委員会と市町村教育委員会、さらには教職員と保護者や地域社会が連携して、教員が本来行うべき業務に集中することができるよう「学校の在り方」を変革し、教職員が主体的に研さんを重ね、やりがいと達成感を持って働くことができる環境を実現していかなければなりません。

子どもたちと教職員の Well-being（一人一人の多様な幸せおよび社会全体の幸せ）の実現のためにも、「学びの変革」と、「教職員働き方改革アクションプラン」による「学校の在り方の変革」を両輪として進めていきたいと思います。

子どもたちと教職員の Well-being の実現

**学び
の変革**

**学校の在り方
の変革**

（改訂にあたって）

令和6年8月の中教審答申や令和6年9月に公表した「教職員多忙化解消アクションプランⅡの総括」等を踏まえ、一部内容を見直しました。

2 本プランの目的

第7次福島県総合教育計画に定めた「学びの変革」の実現に向け、教職員の働き方改革の推進により、児童生徒と向き合う時間や授業改善のための教材研究の時間の確保など、教職員が本来行うべき業務に集中することができるよう「学校の在り方の変革」を行い、教職員が主体的に研さんを重ね、やりがいと達成感を持って働くことができる持続可能な教育環境を構築するとともに、児童生徒の健やかな成長と自己実現を図ることを目的とします。

3 本プランの目標

次ページ以降の各取組テーマを実践することにより、以下の4つの目標を達成することで、学校全体の Well-being をかなえる教職員の姿を実現します。

- ◎ **仕事と私生活を両立できていると感じる教職員の割合80%以上を目指します。**

- ◎ **質の高い授業をするために、授業の準備や自己研さんのための時間を確保できていると感じる教職員の割合80%以上を目指します。**

- ◎ **全教職員の時間外勤務時間を、月45時間以内かつ年360時間以内にします。
(福島県立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則)**

- ◎ **児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加があった場合でも、時間外勤務時間が月80時間を超える教職員をゼロにします。**

4 本プランの実施期間

本プランでの取組の効果や、課題をしっかりと検証する必要があるため、実施期間を5年間としました。毎年プランの見直しを図るとともに、3年後には中間評価を実施する予定です。

5 県教育委員会及び連携団体における事業等の見直し

県教育委員会及び連携団体は、各種事業等の趣旨や目的を踏まえ、各学校の過度な負担とならないよう、事業の精選や発展的解消に積極的に取り組みます。主な取組については、「6 市町村立学校・県立学校共通取組テーマ」以降に記載のとおりです。



6 市町村立学校・県立学校共通取組テーマ

(1) チーム学校の構築

ア スクール・サポート・スタッフの配置・活用

県教育委員会は、学習プリントの印刷、学年・学級事務（会計補助、備品管理、教材・教員準備、軽微な事務連絡・調整、調査集計・回答書案作成等）などを教員に代わって行うスクール・サポート・スタッフの全公立学校への配置を目指すとともに、効果的な活用事例等を共有することにより、教員がより児童生徒の指導や教材研究・授業準備等に注力できる体制の整備を図ります。

イ 専門スタッフとの連携

県教育委員会は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ICT支援員（県立学校のみ）、県立特別支援学校に特別支援教育アドバイザーなど、専門スタッフを配置します。各学校は、専門スタッフとの連携を図り、業務を分担して対応できる体制を整備します。

ウ スクールロイヤールの導入

学校等におけるトラブルへの初期対応の相談や県及び市町村教育委員会からの法務相談等、複雑化する学校現場の諸課題に対して、法務の専門的な指導助言等ができるスクールロイヤールを令和7年度から導入することにより、諸課題の重大化や深刻化の予防と教職員の負担軽減につながるよう、教育行政及び学校の管理運営に係る法務相談体制の整備を図ります。

(2) 働き方と勤務の在り方変革事業による伴走支援

- (I) 県教育委員会が作成し、全公立学校と共有した、『PBL型（Project Based Learning：自ら課題を見つけ出し、課題解決につなげる手法）の業務改善の手引き』の活用を推進します。
- (II) 各学校の管理職は、働き方改革に関する研修を受講することにより、そのマネジメント力を向上させます。
- (III) 各学校の働き方改革推進委員会（既存の運営委員会や衛生委員会などと兼ねる。各学校で判断します。）で、各学校の実態に応じた業務改善策を教職員が提案し、全教職員の共通理解のもと、できるものから実践します。各学校での委員会の推進のために、県教育委員会が働き方改革推進委員を対象とした研修会を実施します。

(IV) 県教育委員会は、各学校の実態に応じた業務改善を支援するため、学校における業務改善の専門家が直接、希望する県立学校に個別に指導・助言する機会を設けます。また、個別の指導・助言の成果を全公立学校に普及させるため、好事例等の情報共有に努めます。



(3) 各学校の教育課程の見直し

第7次福島県総合教育計画で示された「学びの変革」を実現するため、児童生徒一人一人が課題を設定し、主体的に学ぶ機会を確保するとともに、教員が授業の準備や学習評価にかかる時間を十分に確保します。その実現のため、全ての学校において、授業時数を点検した上で、教育課程を編成します。

ア) 市町村立学校

各学校は、原則、標準授業時数で教育課程を実施します。

イ) 県立学校

全日制の課程における週当たりの授業時数については、30単位時間を標準として編成します。

(4) 担任制の在り方や授業の持ち時間数等の見直し

各学校は、複数担任制やチーム担任制などで、業務を適切に分担します。また、授業の持ち時間数や授業準備にかかる時間などを精査した上で、授業負担の均等化を図ります。

(5) 教育・校務のDX推進

ア 「ふくしまクラウドサービス（FCS）」の活用

県教育委員会は、全公立学校の児童生徒が高等学校卒業まで1つのアカウントでGoogle Workspaceを活用できる環境を構築したことから、「ふくしまクラウドサービス（FCS）」のさらなる活用と、校務の可視化・見直し、効率化を推進します。

県立学校では、令和6年10月のネットワーク更新により、校務系・学習系のネットワークが一本化され、児童生徒の教育データの蓄積・活用基盤を強化するなど、教育・校務のDX化をさらに推進します。

また、各校からの各種報告の様式についても、活用しやすいデータに変更し、

点検や集計の業務を削減します。

イ 県立学校入学者選抜におけるウェブ出願の導入

県立高等学校等への入学者選抜出願におけるウェブ出願について、令和8年度入学者選抜からの導入に向け、移行に伴う具体的な手続きの在り方や円滑な導入方法、事故防止対策等の研究を進め、本県に最適なシステム構築を目指します。

(6) マネジメント体制の強化

ア 勤怠管理システム等による出退勤時間の管理

勤怠管理システム等を用いて、出退勤時間及び時間外勤務時間を客観的に把握するため、教職員一人一人の正確な打刻及び時間外勤務時間から除外する時間の申請の手続きを徹底します。

また、教職員自身が、自らの勤務時間に対する意識改革を図るとともに、管理職や教育委員会が在校時間を厳正に評価・指導し、勤務時間・健康管理を意識した働き方改革を推進します。

県立学校については、勤怠管理システムによる出退勤時間を活用した在校時間調査を行っており、年間及び上半期の結果については、県教育委員会内で情報共有するとともに、労働安全衛生の面から、通知や会議において、出退勤時間及び時間外勤務時間の把握や長時間の時間外勤務時間の是正について、周知を継続します。



イ 児童生徒一斉下校日の設定と取組の徹底

原則として週に1日の児童生徒一斉下校日を各学校で定め、児童生徒の自主学習時間や、ボランティア活動など地域の活動に参加する時間を確保するとともに、教員自身が質の高い授業を展開するための研究、研修の時間、あるいは、効率的な校務運営のための打合せや会議の時間を確保します。

ウ 夏季休業中における学校閉庁日の設定

各学校において、原則として、いわゆるお盆期間を含めた8/12～8/16の5日間（曜日によらず週休日も含めて）を学校閉庁日と定め、週休日の振替を優先的に指定するとともに、夏季休暇、年次有給休暇等の計画的な取得促進を図ります。

なお、休日である年末年始6日（12月29日～翌年1月3日）も含め、閉庁を徹底し、管理職も含めた教職員全員がしっかり休める環境を実現します。

エ 年次有給休暇の取得の促進

年次有給休暇の計画的な取得により、教職員が仕事と私生活を両立できる環境

の実現を図るため、管理職も含め、1年間で12日の年次有給休暇の取得を目指します。

オ 週休日の振替の適切な運用

週休日の振替については、原則、後8週までに行う必要があります。

制度上、校務運営上の必要性等により、後8週を超えて後18週まで振替が可能ですが、特に、大会等の引率により土日とも振替対象の勤務日となるときには、校務に支障がない場合、校長は、連続勤務を最小限とすることで教職員の心身の負担軽減を図るため、2日のうち1日は翌週（または前週）に週休日の振替を指定できるよう、学校の実態に応じて、配慮します。

カ 調査・統計、会議・研修等のオンライン化等による効率化

県教育委員会が行う、調査・統計、会議・研修等の精選や実施・提出方法のオンライン化に努めます。調査等への回答にあたっては、原則、電子メールやWebフォームでの回答とし、FAXは使用しません。また、指定する場合を除き、鑑（送付文）を省略し、ペーパーレス化や学校の負担軽減に努めます。



県教育委員会と市町村教育委員会との間（学校間を含む。）の文書のやりとりについても、定めのある場合を除き、電子データによるやりとりを基本とします。

なお、電子メールでの照会にあたっては、次の5つのポイントを意識するよう努めます。

〈照会メール5つのポイント〉

ポイント1：照会内容に応じて送り先 TO を精査し、CC などの活用により、できるだけ経由先を減らしましょう。

ポイント2：回答期限や照会内容がひと目でわかるような件名にしましょう。

ポイント3：メール本文は照会文と重複する内容は記載しないようにし、回答期限や補足事項のみ簡潔に記載しましょう。

ポイント4：メール本文の直下に署名を記載し、照会元の所属や連絡先がすぐにわかるようにしましょう。

ポイント5：メール受信者が複数のファイルを1つ1つ開く手間を減らすため、複数の添付ファイルはできるだけ結合しましょう。

キ 発出文書・収受文書の処理の見直し

県教育委員会が発出する文書について、次のように4つに分類します。市町村教育委員会及び市町村立学校長宛ての文書も同様に取扱います。

ア) 今までどおり送付するもの

（回答が必要なもの、必ず共有しなければならないもの等）

イ) FCSの共有フォルダにデータ保存するとともに、電子メールにより概要をお知らせするもの

(必要に応じて各所属で見れば十分であるもの)

※該当データに直接アクセスできるようにリンク先を必ずメールでお知らせします。

※該当データファイルは、PDF を結合する等、できるだけ少なくします。

ウ) FCSの共有フォルダでの共有にとどめるもの

(必要に応じて各所属で見れば十分であるもの)

エ) 県教育委員会の判断で送付しないもの

(学校以外にも幅広く周知を依頼されている行事の案内など)



各学校においては、收受する多様な文書等について、担当者に電子メールを転送する際に重要度や期限等を明示したり、共有フォルダでの共有にとどめたり、管理職の判断で周知しないなど、効率的なやりとりに努めます。

また、收受文書を印刷する文書を最小限にとどめたり、2 アップや両面印刷により、ペーパーレス化を進めます。

(7) 持続可能な部活動運営

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、学習意欲の向上や、連帯感の涵養、体力の向上等に資する教育活動です。しかし、大会やコンクール等で優秀な成績を収めることのみを重視した過度な練習は、本来の部活動の趣旨から大きくかけ離れ、生徒の多様な活動の制限にもつながります。

県教育委員会では、部活動改革検討委員会や地域移行に関する協議会を設置し、生徒と教職員の双方にとっての部活動の適正化を目指し、学校現場及び連携団体、さらに競技団体等と協力し、今後の部活動の在り方や課題について、さらに検討を進めます。

そこで、次に掲げる取組により、生徒の自主性を育みながら、スポーツ・文化芸術活動に生涯にわたって関わっていく生徒を育てる、持続可能な部活動に改善を図ります。

ア 休養日や練習時間の適切な管理

① 休養日取得の徹底

- 中学校 平日週1日及び土日いずれか週1日以上
- 高等学校 平日週1日及び土日いずれかを月2日以上
- ※ 中学校の特設の部活動を含みます(以下同じ)。
- ※ 小学校の特設活動も中学校の基準を準用します(以下同じ)。



平日の休養日1日は児童生徒一斉下校日を利用するなどして一斉に実施する

こととしますが、練習施設の確保等の事情がある場合は、校長の判断で一部の部活動のみ別日に設定することができることとします。

土・日に大会・コンクール等（遠征・合宿・練習試合・合同練習会等を含む）が実施される場合は、原則として同月内の別日に休養日を振り替えます。

※ 長期休業中も、学期中と同様に設定し、加えてお盆期間や年末年始の学校閉庁日も休養日とすることを徹底します。

② 練習時間上限の徹底

○ 平日の練習時間は、中高共通で平日2時間、学校の休業日3時間とします。

○ 平日の大会、あるいは、土・日の大会・コンクール等（遠征・合宿・練習試合・合同練習会等を含む）は、上記練習時間の設定とは別に計画されますが、児童生徒の健康・安全を第一に考え十分な休養日（振替の休養日を含む）を設けることを中高共通で徹底します。また、教職員の健康・安全にも十分考慮し、特に、週休日の遠征・合宿・練習試合・合同練習会等については、週休日であることを踏まえて、校長が、実施の必要性とともに、期間・場所・内容等を十分精査します。

※ 小学校の特設活動については、児童の発達段階を十分考慮し、各学校もしくは市町村教育委員会が、中高の練習時間を参考に適切に設定します。



③ 大会等への参加の見直し

県教育委員会から競技団体・芸術文化関係団体等に対し、教職員の働き方改革の観点からも、大会等の精選、スリム化や開催運営の見直しを図ることについて、引き続き要請します。このような動きを踏まえ、各学校において、部活動の本来の目的や（運動部についてはスポーツ医・科学的な観点含む。）児童生徒の健康・安全を第一に考え、大会等の参加を精選します。

高体連においては、各競技の専門部ごとに、高体連が主催する大会の平日開催や県総合スポーツ大会と併せて開催することなど、大会運営も含めた教職員の負担軽減策について検討を進めます。

県教育委員会においては、知事部局の関係課とも連携し、文化部も含め、大会の在り方の見直し等について、関係団体との協議を進めます。

イ 適切な学校部活動運営のための体制整備

① 部活動の活動方針・年間活動計画の作成等

各学校は、「学校部活動の在り方に関する方針」に基づいた部活動の活動方

針を作成し、学校のホームページ等で公開します。また、各部活動の年間活動計画及び部活動休養日等を示した毎月の活動計画を作成し、必ず、家庭に周知します。

② 部活動の設置数の見直しと複数顧問制の拡大

各学校は、生徒数や活動の実態及び地域の実情等を踏まえ、必要に応じて校内規定等を見直し、部活動の設置数を精選します。また、一つの部活動に対する複数の顧問配置により、顧問間で部活動に係る指導を交替で行うことなど、指導に従事する時間を調整することを推進します。

③ 部活動指導員の配置（中学校・高等学校）

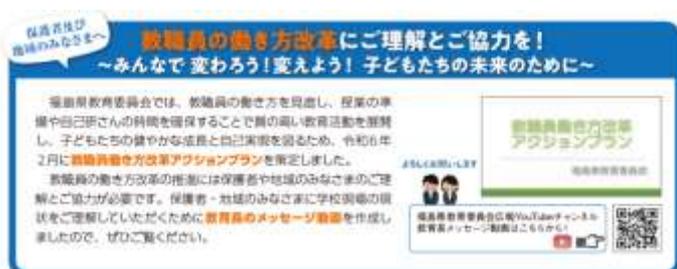
教育委員会は、学校の教育計画に基づき、校長の監督を受けて、教職員の負担軽減を図るため、人選については競技団体等の協力も得ながら、単独で部活動の実技指導及び大会・コンクール・練習試合等の引率を行うことができる部活動指導員の配置に努めます。

（８） 地域・保護者への理解の醸成

県教育委員会は、文科省の動向や県教委の取組等を、各校種のPTA連合会及び各学校のPTA役員等と連携して保護者に伝えることで、現在置かれた学校現場の現状を理解していただき、教職員の働き方改革が急務であることを、引き続き、丁寧に伝えていきます。

また、県教育委員会のホームページや公式note等での積極的な発信を通して、教職員の働き方改革に対する理解を醸成します。

各学校は、PTA 総会や学校評議員会及び学校運営協議会等の機会を捉え、県教育委員会の対応を踏まえた学校の取組について説明することで、取組への理解と協力を求めながら、地域の方々や保護者とどのような対策が考えられるのかを対話を通してともに考え、連携を深めながら、地域や学校の実態に応じた働き方改革に資する取組を進めます。



7 校種別取組テーマ（市町村立学校）

（１） 平日の学校解錠・施錠時刻の適切な設定

学校や地域の実態に応じて、勤務終了から次の勤務日の勤務開始までの時間も考慮しながら、学校ごとに適切な時刻を必ず設定し、児童生徒及び保護者にも年度始め等に周知し、ご理解とご協力を求めます。定められた解錠・施錠時刻を遵守することで、実現勤務時間意識の向上を図るとともに、解錠・施錠は教頭のみが行う業務ではないことを理解し、各学校の実態に応じた方法により、教頭の負担軽減を図るなど、働き方改革の多様な取組につなげます。

(2) 教頭マネジメント支援教員の配置

一部の学校に対して、校務運営の経験が豊富な管理職退職者等を、教頭マネジメント支援教員として配置します。教頭が本来重きを置きたい業務にできるだけ注力できるよう、教頭の業務を支援する体制を強化するとともに、教頭の時間外勤務時間の減少を図ります。

(3) 業務の役割分担等の見直し

文部科学省が実施した学校の働き方改革のための取組状況調査結果のうち「学校・講師が担う業務に係る3分類」に係る取組の現状を踏まえ、市町村教育委員会は、以下の取組を中心に、体制強化を目指します。

【基本的には学校以外が担うべき業務】

A 登下校時の対応は、学校以外の主体が中心に対応している。(県内55.2% 全国72.6%)

B 学校徴収金(給食費を含む)の徴収・管理は、公会計化または教師が関与しない方法(地方公共団体や教育委員会による徴収・管理を含む)で徴収・管理等を行っている。(県内38.3% 全国46.7%)

【学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務】

C 学校における調査・統計への回答等は、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう各学校に通知している。(県内21.7% 全国41.3%)

【教師の業務だが、負担軽減が可能な業務】

D 学習評価や成績処理の補助的業務について、採点ソフトを導入するなどICTの活用を図っている。(県内25.0% 全国49.4%)

※ 数値は県及び59市町村の実施割合。(令和6年9月1日時点の調査結果)

上記Aについて、県教育委員会と市町村教育委員会が連携し、登校後の児童生徒の安全確保や学習サポートなど地域人材を活用することで、教職員の授業の準備等の時間確保を支援する取組の実施を目指します。

(4) 中学校における休日の部活動の地域移行

市町村教育委員会と県教育委員会が連携して、子どもが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動を継続して親しむことができる機会を確保し、持続可能で多

様な活動環境を整備するため、地域の実情に応じ、休日における部活動の地域移行の取組を推進します。

「福島県部活動の地域移行に関する協議会」を設置し、地域の文化・スポーツ芸術活動に移行する取組を推進するため、市町村の課題に応じて支援できるよう、地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等について検討しています。また、「部活動の地域移行に関する情報交換会」を開催し、地域移行に関するポータルサイトの開設や先進事例の提供等、市町村との情報共有に、引き続き努めます。

(5) 市町村教育委員会独自の取組

市町村教育委員会は、地域の実態を考慮しながら、他地区を含め、各学校と連携を図り、下記の取組や実践例を参考に、できるものから実践します。

<取組>

- A 各種行事の見直し（運動会、学習発表会、各種大会行事等）
- B 教育活動の見直し（通知票の作成回数、小学校の特設活動等）
- C コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を進める。
- D 各市町村教育委員会学校管理規則等で定めている届け出等について、その趣旨や必要性を改めて精査して改廃するなど、事務処理の簡素化に努める。
- E 小学校長会、中学校長会で掲げた内容について、校長会と連携しながら推進する。

<県内小学校の実践例>

- ミドルアップダウンによるマネジメント
→中堅教諭2名がミドルリーダーとなる体制→教職員主体の業務改善
- 日課表の見直し
→掃除の時間を週1回・休み時間で実施→6校時の日も児童は15時完全下校
- 教科担任制（チーム担任制）の導入
→2つの学年の時間割を調整→得意教科の持ち時数増加と空き時間を創出
- 単元内自由進度学習の導入
→担任が単元のゴールと進め方を提示→児童が考えた方法で主体的に学習

8 校種別取組テーマ（県立学校）

(1) デジタル採点システムの活用

県教育委員会は、全県立高等学校・中学校に対する、デジタル採点システムの導入により、単元テストや定期考査等の試験結果等について、公平公正かつ客観的に採点・評価できる環境を構築しました。システムにより業務の効率化を図るとともに、県立高等学校・中学校の入学者選抜の採点にも活用する予定です。

(2) 平日の学校解錠・施錠時刻の適切な設定と遵守

学校や地域の実態に応じて、勤務終了から次の勤務日の勤務開始までの時間も考慮しながら、学校ごとに適切な時刻を必ず設定し、生徒及び保護者にも年度始め等に周知し、ご理解とご協力を求めます。定められた解錠・施錠時刻を遵守するとともに、解錠・施錠を行う外部人材がない場合は、解錠・施錠は教頭のみが行う業務ではないことから、教頭の負担軽減を図ります。

設定した施錠時刻を超えて業務を行う場合に、当該教員は、あらかじめ管理職に書面で「業務内容」、「勤務終了予定時刻」等を提出し、許可を得るものとします。管理職は、時間外勤務が連続しないよう、教員の勤務時間を適切に管理します。

当該教員は、次回の勤務日に、実際の業務内容と勤務終了時刻を口頭やメール等で管理職に報告します。

(3) 上限を上回った場合の事後検証の実施

時間外勤務時間が月80時間を超えた教職員がいる場合、校長は当該職員と必ず面談を行います。また、2か月連続で超えた場合は、その要因を分析し改善策を検討した上で、報告書を各人事主管課へ提出するとともに、業務分担等必要な措置を講ずるものとします。(月80時間を超えて健康に不安があり、職員本人からの申し出がある場合には医師による面談が必要ですが、本人の希望だけでなく、管理職も勤務状況等を確認し配慮します。)

また、時間外勤務時間が年360時間を超えることのないよう、7月末までに180時間を超えた職員がいる場合、校長は、人事評価の中間面談等の機会を活用し、当該職員の業務遂行の状況等の確認や注意喚起等を行います。



9 おわりに ～サブタイトルに込めた思い～

教職員の時間外勤務時間については、一定程度改善が進んでいるものの、依然として長時間勤務の教職員が多い状況です。持続可能な教育環境の構築に向けて、教職員はもとより、保護者や地域住民の方々など社会全体が一丸となって取り組む必要があります。

それぞれの立場でできることは異なりますが、重要なことは共通理解のもと「みんなで」取り組むことです。「子どもたちの未来のために」も、福島県の教育環境がさらに良いものとなるよう、教職員、保護者、地域住民の総力を結集していかなければなりません。これらの思いを共有するために、今までになかったサブタイトルを設けました。様々な機会において、このサブタイトルで共通理解を図り、教職員の働き方改革を推進していきたいと思っております。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。